

第9章 サービス貿易と TPP

石戸 光

はじめに

サービス産業は近年実体経済において大きく拡大しており、日本の場合には2015年時点でGDPの75パーセントほどを占めている。しかしサービスの貿易面となると、財貿易の4分の1程度に過ぎず、さらなるサービス貿易の拡大は日本の経済成長戦略として自然かつ必要不可欠なものであろう。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は、財貿易だけでなく、サービス貿易の自由化も目指したものであるため、日本経済の大きな景気刺激策となる可能性を持っている。本章では、サービス部門の拡大とTPPの可能性について、公開された情報を元にしながらか、貿易理論を援用した考察を行う。第1節においては、サービス部門の拡大とTPPの可能性について述べ、第2節においては、TPPのサービスに関連する条文を概観する。続く第3節ではサービス貿易とTPPに関する政策課題を論じ、「おわりに」では、本章の総括を行いたい。

1. サービス部門の拡大と TPP¹

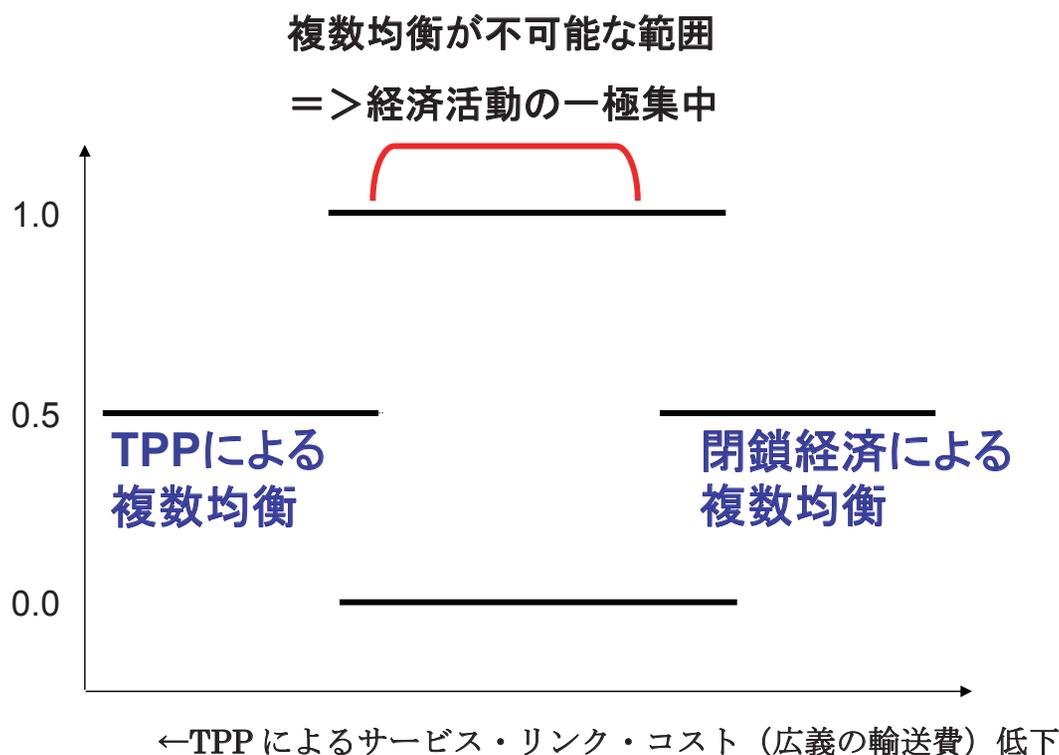
サービス産業とは、触れることのできない経済的な付加価値を生産する産業であり、形がなく、目に見えない活動である点でモノの生産と根本的に区別される。また一括りにサービスといっても多種多様な活動が含まれる。例えば、輸送、金融、通信、流通、飲食店、医療、教育・研究、建設、法務や会計、情報処理・調査など企業活動をサポートするサービス、そして、理美容、冠婚葬祭など個人の生活をサポートするサービスなどである。そして国境をまたいだサービスの売買がサービス貿易である。現代経済においては、触れることのできない経済的な価値のシェアが高まっており（「経済のサービス化」と呼ばれる）、日本を含む先進諸国において、GDPに占めるサービスのシェアは年々高まっている。

サービス貿易は財貿易と異なって、生産と消費を時間的に分離することが不可能で、また消費の不可逆性や転売不能性、また契約内容の予測不能性および複数企業の集積による規模の経済性が存在している。そのため消費者に近接して需要構造を探った上でサービス提供を行うことが不可欠になる。

国境を越えて分散する生産工程間を結ぶ（リンクする）サービスにかかるコストを「サービス・リンク・コスト」というが、Fujita, Krugman and Venables(1999)らにより開拓された「空間経済学」では、図1のような「広義の輸送費」とほぼ同じ意味合いとなる。こ

の図において、2つの空間上の地点での経済活動のシェア（縦軸）は、TPP などを通じたサービス産業の高まりで「複数均衡」（2つの地点ともに経済活動が発展）となりうる。すなわち TPP を通じたサービス・リンク・コストの低減により、東京への一極集中を避け、複数の都市圏が発展していくことが期待されるのである。²

図1. 日本が分散的に発展するシナリオ：TPP による「複数均衡」



出典：Fujita, Krugman and Venables (1999) をもとに作成。

2. サービス貿易関連の TPP テキスト

(1) 日本政府による TPP の概要（サービス貿易関連）³

TPP 協定の「第 10 章. 国境を越えるサービスの貿易」においては、サービス貿易のうち、第 1 モード（サービス提供者と消費者の国境をまたいだサービス貿易）および第 3 モード（サービス提供者による商業拠点の設立を通じたサービス貿易）に関するサービス自由化が規定されている。⁴ この章では、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（いずれの TPP 締約国も、サービス提供に対する数量制限を課してはならないこと、また特定の形態の法定の事業体や合弁企業を通じてサービスを提供することを要求してはならないこと）、さらに現地における拠点（いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、サービス 7 の提供を行うために、自国の領域に事務所若しくは関連機関を設立すること又は居

住することを求めることはできないこと)が規定されている。TPP 締約国は、これらの義務を「ネガティブリスト方式」に基づいて受け入れることとなっている。すなわち、各締約国の市場は、各締約国が本協定に添付される締約国別の2つの附属書のいずれかにおいて例外(適合しない措置)とする場合を除き、TPP 締約国からのサービス提供者に対して完全に開かれていることを意味する。これらの例外(適合しない措置)は、(1) 現行の措置(締約国が将来当該措置をより制限的なものとしないう義務及び(将来当該措置の自由化を行った場合には)その自由化の水準を保証する義務を受け入れるもの)、(2) 将来における完全な裁量を維持する分野及び政策、の2つからなる。

TPP はモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化などを進め、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することが想定されている。サービス分野での個別の具体的成果として、日本の産業界からの主要関心分野であった外資規制の緩和がなされることとなった。例えばベトナムでは、以下が挙げられる。⁵

- ・TPP 発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土で「経済需要テスト」を廃止
- ・電気通信業の外資出資比率規制の緩和(65パーセントから75パーセントへ)
- ・地場銀行への外資出資比率規制の緩和(15パーセントから20パーセントへ)
- ・劇場、ライブハウス等娯楽サービスの外資規制緩和(現行上限の49パーセントから51パーセントへ)、国内映画優先指定の緩和

マレーシアでは、以下の緩和措置が挙げられる。

- ・小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止が改善され、出資上限30パーセントへ)、小売業の諸手続きが緩和され、透明性も向上
- ・外国銀行の支店数の上限拡大(8支店から16支店へ)
- ・外国銀行の店舗外の新規ATM設置制限の原則撤廃
- ・国営企業再保険事業体からの再保険購入義務の緩和(購入割合一律30パーセントから、2.5パーセントへ)
- ・信用格付け会社への外資出資比率規制の撤廃(現行は上限49パーセント)
- ・ブミプトラ政策(多数を占めるマレー系の優遇政策)に関する留保が大幅に限定。留保内容が明確

またカナダについては、以下の緩和措置が行われる。

- ・投資の事前審査の閾値の引き上げ(369百万カナダドルから、15億カナダドルへ)
- ・クールジャパン推進の障害となりうる文化関連規制を限定
- ・オンラインで提供される外国の音響映像コンテンツに対して規制を設けない

(2) 日本のサービス業関連の個別留保内容：「付属書 I」および「付属書 II」

TPP における越境サービスおよび投資（農業および製造業を含む）に関しては、共通の「付属書 I」および「付属書 II」が規定を行っている。サービス業関連の個別留保内容のうち、「付属書 I」は現在留保（発効時に存在し、今後も維持することができる措置）を記載したものであり、「付属書 II」は、現時点で存在しない規制についての将来留保（将来新たに規制を導入することができる分野）である。日本の留保内容は、それぞれ以下の (a)、(b) の通りとなっている。

(a) 「付属書 I」における日本の現在留保の概要⁶

1. 農林水産業（植物ブリーダーの権利）：日本に居住しない外国人には基本的に権利を付与しない。
2. 農林水産業：投資にあたっての事前通知および審査を受けること。
3. 自動車メンテナンス業（自動車の解体修理ビジネス）：作業場を日本に設置し、審査を受けること。
4. ビジネスサービス（職業斡旋業、港における荷役、海洋関係労働者および建設業の派遣サービス）：日本に拠点を設置し、許可を得ること。
5. 集金代行サービス：拠点を日本に設置し、弁護士資格を有すること。
6. 建設サービス：拠点を日本に設置し、許可を得ること。
7. 流通サービス（アルコール飲料に関連する卸売・小売および仲介サービス）：サービス提供の企業数に需給バランスに応じた数量制限を行う。
8. 流通サービス（公営卸売市場における卸売サービス）：数量制限のある免許を取得すること。
9. 教育サービス（高等教育）：非営利の学校法人を設立すること。
10. 熱供給：事前通知が必要で、国内安全保障の観点での審査を受けること（事業範囲の変更が求められることもある）。
11. 情報通信サービス（電気通信）：NTT の株主で投票権の観点から構成が 3 分の 1 を超える外国人、外国政府（代理人を含む）および外国法人は株主として登録されない。外国人は日本電信電話株式会社、NTT 東日本、NTT 西日本において取締役または監査役に就任できない。
12. 情報通信サービス（電気通信およびインターネット関連サービス）：事前通知および国内安全保障の観点での審査を受けること（事業範囲の変更が求められることもある）。

13. 製造業（船舶建造および船舶修理・海洋エンジン製造）：経済ニーズテストを受けた後に免許を取得すること。
14. 製造業（医薬品製造）：事前通知を行い、事業の範囲について審査を受けること。
15. 製造業（皮革および皮革製品製造）：事前通知を行い、事業の範囲について審査を受けること。
16. 船舶の国籍：国際海上輸送サービスは日本人あるいは3分の2以上の役員が日本人である日本企業のみが行うことができる。
17. 測定サービス：拠点を設立し、国内関連機関に登録すること。
18. 医療、ヘルスケアおよび厚生：労働保険は拠点を設立した国内関連団体のみが行うことができる。
19. 鉱業および鉱業関連サービス：日本人あるいは日本の事業体のみが採掘権あるいは採掘権をリースする権利を有する。
20. 石油産業：事前通知を行うとともに、審査を受けること。
21. 専門家サービス：弁護士サービスを行うには、弁護士の資格を取得し、事務所を設立すること。事業体として法的サービスを提供する場合には、弁護士法人を設立すること。
22. 専門家サービス：外国法事務弁護士サービスを行うには、日本の国内法に基づき登録を行うこと。また一年間に180日以上日本に滞在しなければならない。
23. 専門家サービス：弁理士サービスを提供するには、弁理士の資格を取得すること。事業体の場合には、特許業務法人を設立すること。
24. 専門家サービス：公証人は拠点を設立した日本国籍の者に限る。
25. 専門家サービス：司法書士サービスを提供するには、司法書士の資格を取得すること。事業体の場合には、司法書士法人を設立すること。
26. 専門家サービス：公認会計士サービスを提供するには、公認会計士の資格を取得すること。事業体の場合には、監査法人を設立すること。
27. 専門家サービス：税理士サービスを提供する場合には、税理士の資格を取得し、事務所を設立すること。事業体の場合には、税理士法人を設立すること。
28. 専門家サービス：建築士あるいは建築技師はそれぞれ該当する資格を取得し、拠点を設立すること。
29. 専門家サービス：社会保険労務サービスを行うには、社会保険労務士の資格を取得し、拠点を設立すること。事業体の場合には、社会保険労務士法人を設立すること。
30. 専門家サービス：行政書士サービスを行うには、その資格を取得し、拠点を設立する

こと。事業体の場合には、行政書士法人を設立すること。

31. 専門家サービス：海事代理サービスは海事代理士の資格を持つ自然人により提供されること。
32. 専門家サービス：土地家屋調査を行う自然人は資格（土地家屋調査士）を取得し、拠点を設定すること。事業体としてサービス提供を行う場合は土地家屋調査会社を設立すること。
33. 不動産：建設用土地取引、建築物取引、不動産シンジケート業およびマンション管理を行う場合には、拠点を設立し、免許を得ること。
34. 不動産鑑定サービス：拠点を設立し、国内関連政府機関に登録すること。
35. 航海士：公的文書に記載された航海士以外の日本企業に雇用される外国人は、日本国旗を掲げた船舶上で就労してはならない。
36. セキュリティーガードサービス：事前通知を行い、国内の安全保障および公的秩序の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。
37. 職業安全・健康関連サービス：日本に居住するか拠点を設立し、また関係国内機関に登録すること。
38. 測量サービス：拠点を設立し、登録を受けること。
39. 輸送サービス（航空輸送）：事前通知と審査および（必要に応じ業務内容変更の後）許可を受けること、外国籍の自然人あるいは法人による日本の航空会社の株式保有を拒否できること等。
40. 輸送サービス（航空輸送）：事前通知と審査および（必要に応じ業務内容変更の後）許可を受けること、外国機の日本国内地点間での就航は認めない等。
41. 輸送サービス（航空機の登録）：外国籍の航空機は日本国内において航空機登録ができない。
42. 輸送サービス（税関手続き代行）：拠点を日本国内に設置し、許可を受けること。
43. 輸送サービス（航空貨物輸送を除く貨物輸送）：外国籍の自然人および法人は拠点を設置し、許可を受けること（許可は互恵的に与えられる）。
44. 輸送サービス（航空貨物輸送）：外国籍の自然人および法人は、日本国内地点間の航空貨物輸送を行うことができない。国際的輸送の場合、許可を受けること（許可は互恵的に与えられる）。
45. 輸送サービス（鉄道輸送）：事前通知を行い、国内の安全保障の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。
46. 輸送サービス（道路旅客輸送）：事前通知を行い、国内の安全保障および公的秩序の

観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。

47. 輸送サービス（道路輸送）：拠点を設置し、許可を得ること。
48. 輸送サービス（道路輸送関連サービス）：経済ニーズテストに基づいて与えられる免許を取得すること。
49. 輸送サービス（輸送関連サービス）：水先案内人は日本国籍の自然人のみ。
50. 輸送サービス（水上輸送）：海上輸送による日本の港への入港許可は相互主義による。
51. 輸送サービス（水上輸送）：事前通知および審査が必要。
52. 輸送サービス（水上輸送）：外国船の入港を禁じる港には、日本船籍のみ入港可能。
53. 職業技術テスト：拠点を設立し、非営利団体としてサービス提供すること。
54. 水供給および水道関連工事：事前通知を行い、国内の安全保障の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に許可が与えられる。
55. 卸売・小売（家畜取引）：日本に居住し、免許を取得すること。
56. 航空産業（航空機の維持管理および修理）：事前通知を行い、国内の安全保障の観点での審査を受けること。必要な変更を経た後に免許が与えられる（数量制限あり）。またサービス提供のための工場を建設すること。

(b) 「付属書 II」における日本の将来留保の概要⁷

1. 全部門（経営幹部および取締役会）：投資家としての所有権・行使できる権利および国籍の規制についての権利を留保する。
2. 全部門：電信、賭博、たばこ製造、日本銀行券製造、コイン製造および郵便サービスについて、の投資にあたっての規制の権利を留保する。
3. 全部門（現在認識されていない、技術的に妥当しないサービス）：本協定の締結時に技術的に妥当しないためになされていないサービス規制の権利を留保する。
4. 航空宇宙産業（宇宙産業）：宇宙産業の規制に関する権利を留保する。
5. 武器および爆発物産業：武器および爆発物産業の規制に関する権利を留保する。
6. 情報通信（放送産業）：放送産業（インターネットを含まない）の規制に関する権利を留保する。
7. 教育および学習支援（初等および中等教育サービス）：初等および中等教育サービスの規制に関する権利を留保する。
8. エネルギー（電気供給産業、ガス供給産業、原子力エネルギー産業）：電気供給産業、ガス供給産業および原子力エネルギー産業の規制に関する権利を留保する。
9. 水産業および水産関連サービス（領海内、内海、排他的経済水域および大陸棚におけ

る水産業)：領海内、内海、排他的経済水域および大陸棚における水産業の規制に関する権利を留保する。

10. 土地取引：日本国内の土地の取得あるいはリースについては、日本人あるいは日本の法人が受ける禁止あるいは制限と同じか類似の禁止あるいは制限を受ける。
11. 公共法のエンフォースメント、矯正および社会サービス：所得補償、社会厚生上の措置、公的研修、健康、チャイルドケアおよび公的住宅の規制に関する権利を留保する。
12. セキュリティーガードサービス：セキュリティーガードサービスの規制に関する権利を留保する。
13. 輸送（航空輸送）：飛行場および航空輸送の規制に関する権利を留保する。
14. 全部門：本協定以前に締結あるいは署名された二国間あるいは多国間協定における諸国への特惠的扱いの規制に関する権利を留保する（ただし飛行関連、水産関連および海難救助を含む海洋についての規定を含む協定を除く）。

3. 「サービス貿易と TPP」を巡る政策形成上の論点

日本政府が2015年11月25日に発出した「TPP対策大綱」内のサービス関連部分は、以下のようにになっている（該当部分を抜粋）。

「TPP がもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPP が多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府は全力で後押しをする。」

「従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPP を契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。」

また、TPP による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策として、①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進（具体的な目標として、革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施すること、また平成32年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0パーセントにすること）、および②対内投資活性化の促進（具体的な目標として、2018年度までに、大型投資案件60件を含めて少なくとも合計470件の外国企業誘致を目指すこと）が明記されている。

TPP を通じたサービスの自由化が、上述の通り「サービス・リンク・コスト」の低減をもたらし、日本各地で分散的な農業・製造業を含めた発展につながることを、サービス関連政策の主眼とすべきである。そのため、「サービス投資のサイクル」、すなわちサービス関連で日本からの対外投資と日本への対内投資の連携を意識してビジネスを行うことが肝要である。また中小企業への視点は重要である（ベトナムおよびマレーシアは特にこれを重視している）。中小企業は、TPP に関する情報の入手、TPP を活用するに際しての取引費用および業容に関する調整費用の3つの「費用」において、大企業より相対的に大きな負担に直面すると思われる。⁸日本においても、サービス企業の大部分が中小企業であるため、IT 化の促進など高度技術を用いた生産性の向上に加え、「TPP 対策大綱」による中小企業への「居ながらにしての海外展開」の政策支援は重要な鍵となる。その際、Melitz(2003)の主張した、同一産業内における中小企業あるいは低生産性の企業から大企業あるいは高生産性企業への雇用シフトによる生産性の底上げ効果（Melitz 効果）が発揮されるべく、人材・雇用情報関連のサービス企業の貢献も重要であろう。

サービス産業は、農業および製造業投資の裾野産業としての役割が期待できるため、単体としてのサービス収支の黒字化を目指すよりもむしろ、サービス収支単体は当面赤字となっても、「サービス投資のサイクル」すなわち対外投資と対内投資の連携を意識してビジネスを行うべきである。日本国外および国内における外国企業との競争効果により、生産性の改善がされていくことは、短期的には「脅威」と映るが、中長期的には日本のサービス産業の高度化にとって有益な策となろう。

ここで表1に TPP 参加表明国と APEC メンバーのサービス貿易自由化の状況を示す。これは、WTO の GATS（サービス貿易一般協定）における約束内容の指数化（1点満点）の試みである。これによると、日本を含めた TPP 参加各国（太字の国々）においても、他の APEC メンバーにおいても、サービスの自由化は非常に低い水準であり、TPP においてその状況が大きく改善されていくことが期待される。

ただし GATS に約束していないものの、実際は規制が存在しない部門（たとえば宇宙輸送）と、実際には GATS 以上に規制をかけている部門が存在し、後者を特定することは非常に困難である。そのため、GATS 約束表における“Unbound”（約束なし）の取り扱いには注意が必要である。公表された TPP のテキスト（自由化を留保する分野をリストするネガティブ・リスト方式）から読み取れる内容を、GATS 約束表（自由化を行う分野をリストするポジティブ・リスト）にマッチさせた形で、「TPP により開放が進んだ部門」を明示することは、基礎的かつ有意義であるが、日本を含めた TPP 参加各国の留保表においては各国でまちまちの産業分類が用いられ、共通の分類コードが必ずしも明記されていない

ため、困難な作業である（したがって、これについては、今後の研究課題としたい）。

表1：TPP 参加表明国と A P E Cメンバーのサービス貿易自由化の状況(GATS における約束内容の指数化)

APEC メンバー国・地域 (TPP 参加国は太字)	1. 実務 サービス	2. 通信 サービス	3. 建設サー ビス及び関 連のエンジ ニアリング サービス	4. 流通 サービス	5. 教育 サービス	6. 環 境 サービス	7. 金 融 サービス	8. 健康に 関連する サービス及 び社会事業 サービス	9. 観 光 サービス及 び旅行に 関連する サービス	10. 娯 楽、 文化及び スポーツの サービス	11. 運 送 サービス
ブルネイ	0.12	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	0.01
インドネシア	0.05	0.10	0.23	0.00	0.00	0.00	0.21	0.00	0.17	0.00	0.03
マレーシア	0.30	0.05	0.09	0.00	0.00	0.00	0.21	0.16	0.22	0.18	0.03
フィリピン	0.03	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.34	0.00	0.36	0.00	0.16
シンガポール	0.21	0.14	0.15	0.00	0.00	0.00	0.32	0.00	0.28	0.15	0.03
タイ	0.22	0.11	0.41	0.10	0.30	0.69	0.19	0.00	0.52	0.14	0.11
ベトナム	0.34	0.27	0.50	0.25	0.20	0.44	0.41	0.25	0.36	0.09	0.11
中国	0.34	0.29	0.44	0.48	0.31	0.14	0.23	0.00	0.34	0.00	0.12
日本	0.41	0.15	0.50	0.60	0.26	0.48	0.28	0.06	0.44	0.43	0.17
韓国	0.33	0.20	0.35	0.41	0.00	0.45	0.11	0.00	0.48	0.00	0.13
オーストラリア	0.53	0.13	0.40	0.58	0.40	0.38	0.28	0.13	0.48	0.30	0.20
ニュージーランド	0.33	0.11	0.50	0.45	0.45	0.00	0.35	0.00	0.25	0.00	0.23
アメリカ	0.51	0.51	0.63	0.63	0.11	0.88	0.10	0.13	0.84	0.69	0.12
カナダ	0.35	0.27	0.75	0.50	0.00	0.75	0.14	0.00	0.38	0.00	0.23
メキシコ	0.30	0.18	0.15	0.28	0.55	0.00	0.16	0.22	0.33	0.00	0.05
チリ	0.03	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.13	0.00	0.01
ペルー	0.03	0.09	0.00	0.09	0.00	0.00	0.05	0.00	0.09	0.09	0.00
香港	0.19	0.17	0.08	0.08	0.00	0.00	0.20	0.00	0.19	0.08	0.04
台湾	0.65	0.37	0.50	0.60	0.60	0.34	0.25	0.39	0.47	0.30	0.19
パプアニューギニア	0.08	0.21	0.18	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.19	0.00	0.03
TPP 参加 12 カ国平均	0.29	0.17	0.31	0.28	0.16	0.24	0.21	0.08	0.32	0.16	0.10
APEC 平均	0.27	0.18	0.29	0.25	0.16	0.23	0.21	0.07	0.33	0.12	0.10

注：自由化を約束していない場合に点数を0、なんらかの規制があるがある程度自由化の場合に点数を0.5、規制なしの場合に点数1としてGATS約束表中の155業種のモードごとに点数をつけ、それらを11部門にまで集計したもの（1点満点となり、これをHoekman指数という）。

出典：掲載されている各国・地域のGATS約束表およびHoekman(1995)を踏まえて筆者作成。

おわりに

サービス産業は、それ自体の重要性のみならず、農業および製造業のためのサポーティング・インダストリーとしての性質が非常に重要である。端的な例として、輸送サービスは、農産物の運搬、そして製造業企業の行う部品調達、最終組み立てに不可欠の役割を担っている。現在、東アジアにおいては中間財生産工程と最終組立工程が国境を越えて配置され、フラグメンテーションが行われているため、国際輸送サービスの役割は東アジアでも非常に重要である。他のサービス部門もこのような「サポーティング」的な役割をこそ期待して自由化を行うべきである。

また TPP を通じたFTAAP の創出がなされるならば、サービス貿易においても、現行の TPP より包括的である点で、大きな経済効果が見込める点を併せて指摘したい。TPP が共通のサービス自由化の推進力となり、その TPP を生み出した APEC が、産業調整等の費用

をなるべく低く抑えるための協力措置により TPP を下支えする関係性は重要である。APEC においては、サービス貿易の自由化を活用した経済発展の重要性が長く議論されてきており⁹、また何よりも APEC が日本の主導により設立されたフォーラムであることから、APEC と TPP を適切に連携させたサービス自由化は、日本に大きな優位性をもたらすであろう。サービス自由化は物品貿易と比べて特惠的な規律が困難であるため、APEC を通じた「開かれたサービス自由化」の論議は、TPP 全体の経済振興策として大きな意味を持つのである。

注

- 1 本節の記述は石戸（2014）に依拠している。
- 2 空間経済学でいう「引き込み（entrainment）」現象、つまり農業や工業に引き込まれる形でサービス産業が都市機能として形成されていく。
- 3 内閣官房内の TPP 政府対策本部サイト（<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>）に掲載の資料に依拠している。
- 4 TPP では、金融サービスの自由化内容は条文の第 11 章に別建てで規定されている。紙幅の関係で、金融サービスについては、自然人の移動によるサービス提供や電子商取引、電気通信サービスなどと併せて別の機会に論じることとしたい。
- 5 これ以降の国ごとの緩和内容は、日本経済新聞（2015 年 10 月 6 日朝刊）による。
- 6 TPP テキストの該当部分を要約して訳出。
- 7 TPP テキストの該当部分を要約して訳出。
- 8 ノーベル賞経済学者スティグリッツ（Stiglitz）の指摘するとおり、情報には入手コストがかかり、それは中小企業にとって相対的に高い。すると TPP のサービス関連規定の活用も大企業に集中してしまうことが懸念される。Stiglitz and Charlton（2005）においては、大企業にとって有利な WTO サービス貿易一般協定（GATS）の状況が報告されている。
- 9 具体的には、APEC 内のワーキング・グループ Group on Services（GOS）にて、サービス産業活性化の課題が種々議論されている。

参考文献

- 石戸光（2014）「第 13 章 TPP とサービス自由化—越境サービス、一時的入国、電気通信を巡る論点—」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP 交渉の論点と日本：国益をめぐる攻防』文眞堂。
- Hoekman, Bernard（1995）, “Assessing the General Agreement on Trade in Services”, World Bank Discussion Paper No.307, World Bank.
- Fujita, Masahisa, Paul Krugman and Anthony Venables（1999）, The Spatial Economy: Cities, Regions, and International Trade, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press.
- Melitz, Marc J.（2003）, “The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity,” *Econometrica*, 71(6):1695-1725.
- Stiglitz, Joseph and Andrew Charlton（2005）, Fair Trade for All: How Trade Can Promote Development, New York: Oxford University Press.

第10章 EPAの経済効果

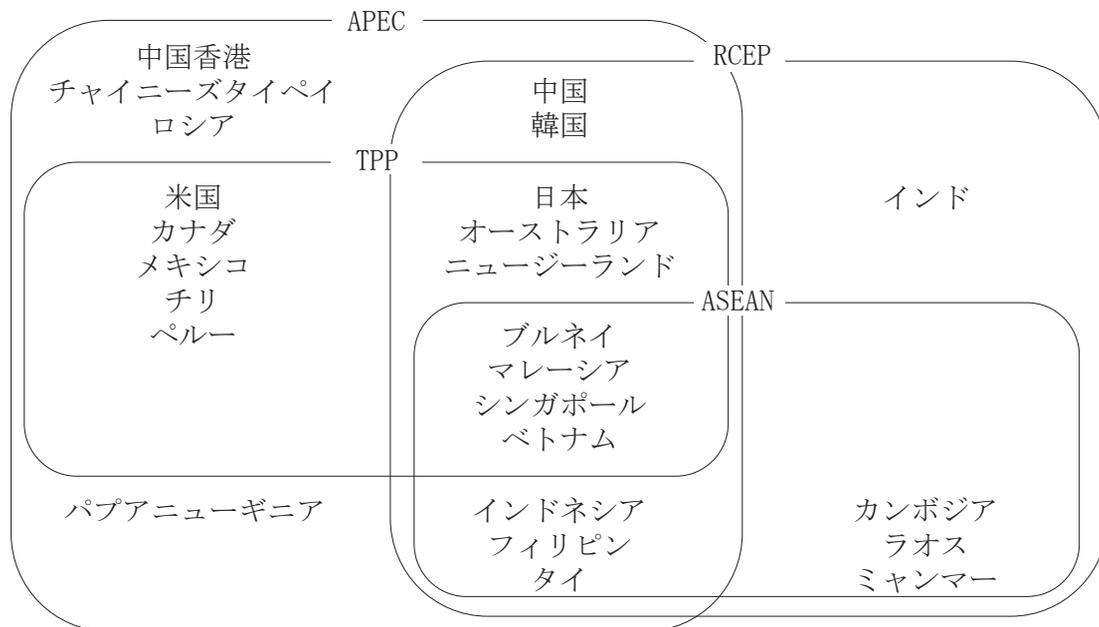
川崎 研一

はじめに

世界貿易機関（WTO）による世界的な貿易投資の自由化円滑化の交渉の一方で、地域的な2国間、また、多国間の自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）の取組が進められている。2013年には、メガEPAと言われる大規模な経済連携の交渉が大きな節目を迎えることとなった。アジア太平洋では、日本が環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉に参加する一方、日本、中国、韓国の3か国の間での日中韓EPA、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉が始まった（図表1）。更に、世界的には、日本と欧州連合（EU）の間で日EU・EPA、また、米国とEUの間で環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）の交渉も始まり、TPPと併せて、日米欧の三大先進経済圏の間での経済連携の動きが一斉に加速している。

本章では、EPAが経済全体に与えるマクロ的な経済効果について、経済モデルによるシミュレーション分析を議論する。経済モデルによる試算は、経済効果の相対的な重要性を比較しつつ、数量的に明らかにすることが出来る。

図表1 アジア太平洋における経済連携の枠組



出典：各種資料を基に筆者作成